

(参考)令和4年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び5年度末時点への変化量

参考表1-1 PCB廃棄物の保管状況(令和5年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	47	約240台	9,947	約29,000台	449	約1,300台
コンデンサー(3kg以上)	856	約2,200台	3,856	約15,000台	429	約1,100台
コンデンサー(3kg未満)	653	約220,000台	1,560	約85,000台	183	約12,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	156	約79,000台	11	18台
安定器	2,464	約380,000個	-	-個	787	約41,000個
PCBを含む油	79	約60トン	1,469	約45,000トン	35	約7トン
感圧複写紙	3	約2トン	25	約43トン	0	0トン
ウエス	162	約11トン	873	約150トン	43	約2トン
OFケーブル	-	-トン	39	約1,200トン	0	0トン
汚泥	16	約72トン	154	約18,000トン	10	約190トン
塗膜	3	約3トン	518	約1,500トン	7	約4トン
その他の機器	60	約6,400台	2,034	約14,000台	104	約220台
その他	312	約200トン	2,597	約10,000トン	103	約280トン

参考表1-2 令和4年度末から5年度末時点にかけての保管量の変化量

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器(トランス)	-28	約-196台	-1,429	約-5,000台	-51	約-370台
コンデンサー(3kg以上)	-453	約-1,100台	-380	約-1,000台	3	約0台
コンデンサー(3kg未満)	-315	約-100,000台	161	約-15,000台	26	約-1,000台
柱上変圧器(柱上トランス)	-	-台	-10	約-22,000台	-4	-4台
安定器	-1,474	約-180,000個	-	-個	-19	約-5,000個
PCBを含む油	-51	約-59トン	-195	約-2,000トン	-4	約32トン
感圧複写紙	-1	約-2トン	-4	約-1トン	0	0トン
ウエス	-101	約-7トン	-131	約-10トン	-17	約1トン
OFケーブル	-	-トン	-12	約-760トン	0	0トン
汚泥	-10	約-60トン	-25	約-8,100トン	-4	約0トン
塗膜	-3	約-3トン	106	約400トン	2	約1トン
その他の機器	-30	約-500台	-317	約-4,500台	-27	約-100台
その他	-171	約10トン	-277	約2,000トン	-9	約-241トン

○表1-1及び表1-2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等(「変圧器(トランス)」、「コンデンサー(3kg以上)」、「コンデンサー(3kg未満)」、「柱上変圧器(柱上トランス)」、「安定器」、「その他の機器」)が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等(「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」)については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器(トランス)」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー(3kg未満)」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー(3kg以上)」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。

○「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。

参考表2－1 PCB 使用製品の所有状況(令和5年3月 31 日現在)

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	12	19 台	8,736	約 30,000 台	1,023	約 2,600 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	77	約 320 台	939	約 5,800 台	1,514	約 3,100 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	14	約 3,400 台	310	約 5,500 台	134	約 1,300 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	－	－ 台	78	約 2,100 台	5	14 台
安 定 器	242	約 9,000 個	－	－ 個	54	約 1,000 個
P C B を 含 む 油	4	約 0.00047 トン	105	約 210 トン	3	約 0.33 トン
感 圧 複 写 紙	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	0	0 トン	2	約 0.0001 トン	0	0 トン
O F ケ ー ブ ル	－	－ トン	64	約 330 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	2	約 0.00006 トン	0	0 トン
塗 膜	0	0 トン	298	約 890 トン	2	0 トン
そ の 他 の 機 器	4	42 台	1,099	約 5,600 台	149	約 530 台
そ の 他	6	約 0.59 トン	348	約 5,000 トン	40	約 1 トン

参考表2－2 令和4年度末から5年度末時点にかけての所有量の変化量

製 品 の 種 類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変 圧 器 (ト ラ ン ス)	－10	－14 台	－701	約－4,000 台	－85	約－300 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 以 上)	－62	約－302 台	12	約－200 台	－24	約 400 台
コ ン デ ン サ ー (3 k g 未 満)	－5	約－3,361 台	120	約 600 台	48	約 0 台
柱 上 変 圧 器 (柱 上 ト ラ ン ス)	－	－ 台	－2	約－300 台	－1	－2 台
安 定 器	－167	約－5,600 個	－	－ 個	7	約 900 個
P C B を 含 む 油	0	0 トン	－4	約－80 トン	－1	約－0.33 トン
感 圧 複 写 紙	0	0 トン	0	0 トン	0	0 トン
ウ エ ス	0	0 トン	－2	約－0.0001 トン	0	0 トン
O F ケ ー ブ ル	－	－ トン	－9	約－70 トン	0	0 トン
汚 泥	0	0 トン	2	約 3 トン	1	0 トン
塗 膜	0	0 トン	26	約 20 トン	－1	0 トン
そ の 他 の 機 器	－4	約－42 台	－102	約－600 台	10	約 50 台
そ の 他	－5	約－1 トン	－13	約 1,400 トン	－3	約 4 トン

○表2－1及び表2－2において、ドラム缶等各種容器にまとめて保管又は使用している場合など、変圧器等（「変圧器（トランス）」、「コンデンサー（3kg以上）」、「コンデンサー（3kg未満）」、「柱上変圧器（柱上トランス）」、「安定器」、「その他の機器」）が台数又は個数で計上できないもの、変圧器等以外で重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。

○PCB等（「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「OFケーブル」、「汚泥」、「塗膜」）については、重量又は体積で計上されたもののうち、体積で計上された分については、1ℓ＝1kgとして重量に換算して集計した。

○届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下の通り廃棄物・製品の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kg又は0.28ℓ、0.002缶をそれぞれ1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は1.9ℓ、0.01缶をそれぞれ1個

○「その他の機器」とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

○「その他」は、「その他機器」等を含む全ての廃棄物・製品の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。

○電気事業法で定める使用中電気工作物については、PCB特措法の適用範囲ではない。但し、届出がある場合、既存のデータが存在する場合は集計した。

○「保管中の低濃度PCB安定器」で計上されている安定器は微量PCB含有疑いの安定器を指すため、濃度不明に再分類することとした。